

インターネット上の
子どもの保護に関する
企業のための
ガイドライン

2014年版



www.itu.int/cop

注意・免責事項

本文書は随時更新される。最新版はwww.itu.int/copに掲載されている。

第三者の情報源を適宜引用している。国際電気通信連合 (ITU) 及びユニセフ (国連児童基金) は、本書記載の外部ウェブサイトを含む外部情報源による情報について責任を負わない。またITU、ユニセフ、それぞれの代理人のいずれも本書記載の情報の利用について責任を負わない。

特定の国若しくは地域、企業、商品、イニシアティブ、企業方針、慣行、又はガイドラインについての言及および参照は、ここに記載されていない同様の性質の他のものに優先して、ITU、ユニセフ、協力者、又は著者の関係するその他の組織による支持や推奨を意味するものではない。

この度の共同発行は、共通の懸案事項に対するITUとユニセフの取り組みを反映している。両機関の原則及び方針は、それぞれの理事会の関連する決定によって個別に定められ、その決定に準拠している。

© International Telecommunication Union (ITU) and United Nations Children's Fund (UNICEF), 2014.

この出版物の抜粋の複製を希望する場合の問い合わせ先: jur@itu.int 及び CSR@unicef.org.

謝辞

本書は、国際電気通信連合 (ITU) とユニセフが主導する協議プロセスを通じて作成され、情報通信技術 (ICT) 分野並びにインターネット上の子どもの安全問題に積極的に取り組む主要研究機関の協力者諸氏の専門知識をお借りした。

ユニセフ企業の社会的責任 (CSR) ユニット: Amaya Gorostiaga, Eija Hietavuo

ユニセフ子どもの保護セクション: Clara Sommarin

また、本書は次の関係者によるレビューを受けている。

ユニセフ: Christian Salazar, Maniza Zaman, Bo Viktor Nylund, Susan Bissell, Kerry Neal, Joost Kooijmans and Julia Schulteis.

ITU: Carla Licciardello, Preetam Maloor, Despoina Sareidaki

編集: Catherine Rutgers

ITUとユニセフはJenny Jones (GSMA) 及びJohn Carr (Children's Coalition on Internet Safety) の変わらぬご支援とご指導に感謝している。

加えて、COPパートナーの貴重なお力添えに感謝申し上げます。中でも(アルファベット順)、

- Anika Holterhof and Steven Malby, United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC)
- Anjan Bose, ECPAT International
- Ellen Blackler, The Walt Disney Company
- Francesca Bosco, United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute (UNICRI)
- Julian Coles (BBC) and Giacomo Mazzone, European Broadcasting Union (EBU)
- Kim Sanchez, Microsoft Corporation
- Martin Schmalzried, Confederation of Family Organizations in the European Union (COFACE)
- Myla Pilao, Trend Micro
- Paul Cording, Vodafone Group
- Robert Shilling and Mick Moran, Interpol
- Roberto Masotti, Emanuela Negro, and Lara Campodonico, Telecom Italia
- Sandra Marchenko, International Centre for Missing and Exploited Children (ICMEC)
- Susie Hargreaves and Fred Langford, Internet Watch Foundation (IWF)

最後に、ITUとユニセフは、2013年12月の公開協議の際に本書記載内容の作成にご協力いただいた様々な関係者の皆様に感謝申し上げます。

目次

用語集	2
序文	4
パート1. 導入、主要分野と一般ガイドライン	5
1.1. 目的	5
1.2. 背景	6
1.3. 子どもの権利の保護と推進に関する5つの主要分野	8
1.4. 一般ガイドライン(全ての関連企業向け)	13
パート2. セクター別チェックリスト	17
2.1. モバイル事業者	17
2.2. インターネット・サービス・プロバイダー	22
2.3. コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者	25
2.4. ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダー	28
2.5. 国営及び公共サービス放送事業者	32
2.6. ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストア	36

用語集

青少年

ユニセフ(及び他の国連機関)では、青少年を「10~19歳の者」と定義している。「青少年」は国際法に基づく拘束力のある用語ではない点に留意する必要がある。18歳未満の者は子どもと見なされ、18~19歳の者は成人と見なされる。ただし、国内法によりより早く成年に達した者を除く。

子ども

「子どもの権利条約」第1条によると、子どもは18歳未満のすべての者である。ただし、国内法によりより早く成年に達した者を除く。

子どもの権利への影響

企業は、その施設の運営、商品開発・提供・販売、サービスの提供、主要な関係者やパートナーへの取引関係を介した影響力の行使、及び経済的・社会的発展に対する影響力行使の方法を通して、子どもの権利による影響を及ぼすこともあれば、負の影響を及ぼすこともある。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」のもとでは、企業には人権に対する潜在的な又は実際の負の影響を特定し、防止し、軽減し、必要に応じて是正する責任がある。

企業にとって子どもの権利を尊重し推進す

るとはということなのか、についての明確な指針が必要であるとの認識から、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレン、ユニセフの3団体は企業及びその他の関係者と協力して、2012年3月に「子どもの権利とビジネス原則」を発表した。「子どもの権利とビジネス原則」は企業に対し、子どもの権利を尊重し、子どもの権利のいかなる侵害も回避し、企業が関係するいかなる子どもの権利への負の影響にも対処するよう要請している。また「子どもの権利とビジネス原則」は、企業が、本業、製品・サービス、戦略的社会的投資、アドボカシー(政策提言)、公共政策への関与、パートナーシップやその他の協働行動を通じて、子どもの権利の実現を促進するための自発的行動をとることによって、子どもの権利を推進することを奨励している。「子どもの権利とビジネス原則」の全文は、<http://www.unicef.or.jp/csr/>にある。

子どもの性的虐待物 (子どもの性的虐待に関するコンテンツ)

子どもの性的虐待物とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的行為を行う子どもを視覚的に描写したあらゆる物、又は主として性的な目的のための子どもの身体の性的

な部位のあらゆる表現のことであり、写真、ビデオ、絵、漫画、テキスト、ライブ・ストリーミングを含む¹。法律や国際条約では「児童ポルノ」という用語が広く使用されているが、この「インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン」ではこの用語を使用していない。これは、「ポルノ」がしばしば、同意の上の成人間の性的な行為の描写を連想させると理解されているからである。こうした理由により、「児童ポルノ」という用語を使用すると、子どもが関わっている場合の性的表現の実態を誤って伝えることになりかねない。「児童ポルノ」という用語は虐待的/搾取的な側面を明らかにしておらず、子どもの性的虐待に関するコンテンツの幅広さを反映していないため、この用語の使用により誤解を招く恐れがあるからである。

ネットいじめ

国際法では、ネットいじめは定義されていない。本文書では、コンピューター、携帯電話、その他の電子機器を使用して故意に繰り返し加える危害、と定義される。直接的コミュニケーション(チャットやテキスト・メッセージなど)、半公共的コミュニケーション(メーリングリストへのいやがらせメッセージの投稿

1. 「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」及び欧州評議会「子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約」。欧州評議会条約第20条は、擬似の表現、あるいは実在しない子どもの写実的な画像のみで構成されるポルノコンテンツに関する文言を含む。

など)、公共的コミュニケーション(被害者を中傷するためのウェブサイトの作成など)などを含む²。

グルーミング

子どもに知識があるかないかを問わず、子どもを性的な行為や会話に誘い込むことを意図した過程、あるいは子どもが性的虐待を受けやすくなるような加害者と子ども間のコミュニケーションや付き合いを伴う過程。国際法では「グルーミング」という用語は定義されていない。カナダを含む一部の管轄区域では「ルアーリング」という用語を使用している³。

インターネット及び関連技術

現在、様々な機器(スマートフォン、タブレット、ゲーム機、テレビ、ラップトップ、従来型のコンピューターなど)を通じてインターネットに接続することが可能である。したがってインターネットについての言及は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、これらの各種手段全てを含むものと解釈すべきである。インターネットの多彩で複雑な現状を網羅するため、「インターネット及び関連技術」、「情報通信技術(ICT)及びオンライン業界」、「インターネット・ベースのサービ

ス」はいずれも同じ意味に使われる。

ノーティス・アンド・テイクダウン (通知と削除)

事業者やサービス・プロバイダーは、顧客、一般市民、法執行機関又はホットライン機関からインターネット上の疑わしいコンテンツについて通知を受けることがある。通知と削除の手続きは、企業が自社のサービスに違法コンテンツ(当該管轄区域の定める違法コンテンツ)が存在していることを知らされた場合(“ノーティス(通知)”)、できるだけ速やかにこれを除去する(“テイクダウン(削除)”)プロセスを指す。

ペアレンタル・コントロール・ツール

インターネットに接続できるコンピューターやその他の機器の一部又は全部の機能を、ユーザー(一般的には親)がコントロールできるようにするソフトウェア。通常、こうしたプログラムは特定の種類又は部類のウェブサイト又はオンライン・サービスへのアクセスを制限できる。当該機器を一定の時間帯のみインターネットにアクセスできるよう設定できるなど、時間管理が可能なものもある。上級版では、機器が送受信した全てのテキストを記録できる。プログラムは通常パ

スワードで保護される。

URL

「Uniform Resource Locator(統一資源位置指定子)」の略語で、インターネット・ページのアドレスである。

WI-FI(ワイファイ)

Wi-Fi(Wireless Fidelity)は、無線ネットワークを介したデータ伝送を可能にする技術標準である。

放送サービス

<http://www.itu.int/cop/>のオンライン用語集を参照のこと。

- Schrock, A., and D. Boyd, 'Online Threats to Youth: Solicitation, Harassment, and Problematic Content', Berkman Center for Internet & Society, Cambridge, p. 21, http://cyber.law.harvard.edu/sites/cyber.law.harvard.edu/files/RAB_Lit_Review_121808_0.pdf.
- UNICEF, 'Child Safety Online: Global Challenges and Strategies', Innocenti Research Centre, Florence, p. 30, http://www.unicef.org/pacificislands/ict_eng.pdf (英語版)
ユニセフ「インターネット上の子どもの安全:グローバルな挑戦と戦略」、イノチェンティ研究所、フィレンツェ、p. 30, http://www.unicef.or.jp/osirase/back2012/pdf/Child_Safety_online-Jap_final.pdf (日本語版)

序文

情報通信技術 (ICT) の急速な進歩により、子どもや若者がコミュニケーションをとり、つながり、共有し、学び、情報にアクセスでき、また自分たちの生活や地域社会に影響する問題について意見を表明できる、かつてない機会が開かれた。しかし、より広くかつ容易にインターネット及びモバイル技術にアクセスできるようになったことで、オンライン及びオフラインの両方の環境において子どもの安全に関わる重大な問題も生じている。

より多くの子どもや若者がデジタル革命の利益を受けられるようにする一方で、デジタル革命のリスクを減らすためには、政府、市民社会、地域社会、国際機関、民間セクターが共通の目的のもとに協力する必要がある。

今日の子どもたちや将来世代のために、インターネット・ベースのサービスやその他の技術をより安全に安心して使えるようにする基礎を築くうえで、テクノロジー業界は重要な役割を担っている。企業は子どもの保護を業務の中心に据え、若年ユーザーの個人データのプライバシー保護に特に注意を払い、彼らの表現の自由を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合に対処する体制を整えなければならない。国内法が国際法に追いついていない場合、企業には自社のビジネス慣行を国際的な基準に合わせる機会があり、またその責任がある。

この新たな「インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン」は、ICTを開発、提供、活用して製品やサービスを送り出す、ますます多様化する様々な企業に一つの枠組みを提供する。こうした企業は、教育の機会を拡大し、また子どもや若者が真のグローバル市民になるために地域社会の市民生活への参画を可能とするデジタル・プラットフォームを構築して、革新的なソリューションを推進するうえで特にふさわしい立場にある。

地域や国のイニシアティブは重要であり、我々は、インターネット上の子どもの保護の強化を目的とする「国別行動計画」の策定、実施、管理、モニタリングに関する政府のための相補的ガイドラインについても連携を図りたい。


インターネットの拡がりとはどまるところを知らず、我々は子どもの保護に対して意欲的に、かつ広範囲にわたって取り組まなければならない。本ガイドライン作成の際に公開協議プロセスにご参加いただいた「インターネット上の子どもの保護 (COP) イニシアティブ」のパートナー及びその他の組織の貴重なご支援に感謝申し上げます。我々はインターネット上の子どもの保護を最優先課題として、あらゆるセクターのパートナーと協力していく所存である。そして、この新たな「インターネット上の子どもの保護に関するガイドライン」が全ての人々にとってより安全、安心な世界の構築に寄与することを願ってやまない。



Dr Hamadoun I. Touré

Secretary-General

ITU



Mr. Anthony Lake

Executive Director

UNICEF

パート1

導入、主要分野と一般ガイドライン

1.1. 目的

「インターネット上の子どもの保護(COPイニシアティブ)」は、インターネット上の子どもの安全に対する意識を高めることと、政府、企業、教育者の助けとなる実用的なツールを開発することを目的に、国際電気通信連合(ITU)が立ち上げた、様々なステークホルダーの参加するネットワークである⁴。このイニシアティブの一環として、ITUは2009年に4つのグループ(子ども、親・保護者・教育者、企業、政策担当者)向けに一連のガイドラインを発表した。この「インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン」の目的は、今日の子どもたちや将来世代のために、インターネット・ベースのサービス及び関連技術をより安全に安心して使えるようにする基礎を築くことである。ITU、ユニセフ、及び

COPイニシアティブのパートナーは、技術の著しい進歩とその融合を踏まえて、電気通信及び関連活動を開発、提供、活用して製品・サービスを送り出す様々な企業のためのガイドラインを作成、改訂した。

この新しい「インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン」は、COPイニシアティブのメンバーとの協議、並びに、本ガイドラインへ広く意見を求めるための市民社会、企業、学术界、政府、マスコミ、国際機関、若者の代表者を招いての公開協議の結果である。

本ガイドラインは、情報通信技術(ICT)を使用する際の子どもの安全を守るために適用される。インターネット及びそれに関連した技術やインターネットに接続できる機器(携帯電話やゲーム機を含む)を使用する

際の子どもの安全を、いかにして企業が確保することができるのかについて、提言している。本ガイドラインの目的は次の通りである。

- ICTとオンライン業界、及び関連するステークホルダーに対する共通の基準及び指針を定める。
- 製品やサービスが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減するための指針を企業に提供する。
- 企業が子どもの権利を促進し、子どもの責任ある適切なICTの活用(デジタル・シチズンシップ)を奨励するための方法について、指針を提供する。
- 企業の種類によって実施モデルが多様であることを認識したうえで、全ての関連業界を横断する、国や地域単

4. 更なる詳細は以下を参照のこと: ITU 「インターネット上の子どもの保護 (Child Online Protection)」, <http://www.itu.int/cop>

位での取り組みの基礎を作るための
共通原則を提示する。

パート1では、ICTを使用する際の子どもの
安全の保護に関する企業のための一般ガイ
ドラインを示しており、併せて、子どもの責
任あるデジタル・シチズンシップを含むICT
の積極的な活用の促進に関する提案も示し
ている。

パート2では、以下のセクター別チェックリ
ストを示し、子どもの権利を尊重し、推進す
るための行動を提案している。

- モバイル事業者
- インターネット・サービス・プロバイダー
- コンテンツ・プロバイダー、オンライン
小売業者、アプリケーション開発
業者
- ユーザー作成コンテンツ、インタラク
ティブ及びソーシャル・メディア・サー
ビス・プロバイダー
- 国営及び公共サービス放送事業者
- ハードウェア・メーカー、オペレーティ
ング・システム開発業者、アプリケー
ション・ストア

1.2. 背景

過去25年の間に、子どもが周囲の世界と
関わり、参加する方法は新たな情報通信技
術 (ICT) によって激変した。インターネット
のアクセス・ポイントやモバイル技術、各種
インターネット対応機器の急増に加えて、サ
イバースペース上に存在する膨大なリソー
スが、かつてない学習、共有そしてコミュニ
ケーションの機会をもたらしている。社会
的サービス、教育資源、そして医療/保健情
報への幅広いアクセスは、ICT活用の利点
の一例である。子どもや家族がインターネッ
トや携帯電話を使って情報や支援を求め
たり、虐待の事例を通報したりすることで、
ICTは子どもを暴力や搾取から保護する助
けとなる。また、ICTは子どもの保護の関連
機関によるデータの収集や送信にも利用さ
れており、例えば、出生登録、ケース・マネ
ジメント、家族追跡、データ収集、暴力行為
のマッピングなどを容易にしている。更に、
インターネットの普及により世界のあらゆる
場所で、情報へのアクセスが増えたこと
で、子どもや若者は興味を抱いたあらゆる

問題を調べたり、世界中のメディアにアク
セスしたり、就業の機会を追求したり、将来
に向けてアイデアを利用したりといったこ
とが可能になった。

ICTの利用により、子どもは自分の権利の
主張や意見の表明ができるようになり、ま
た様々な方法で家族や友人とつながり、連
絡を取り合えるようになった。さらに、ICT
は文化交流の主要な手段であり、エンター
テイメントの供給源でもある。

このようにインターネットには重要な利点
がある一方で、子どもはICTを利用する際に
数々のリスクにさらされる。年齢にふさわし
くないコンテンツを閲覧したり、潜在的な
性的虐待加害者からの接触を含む不適切
な誘いを受けたりすることがある。子どもは
また、長期的な「デジタル・フットプリント」
が自身又は他者に及ぼす影響を十分に理
解していないために、細心の注意を払うべ
き個人情報を、オンライン又は「セクスティ
ング」を通じて公表し、悪い評判に苦しむこ
ともある。

子どもは、他者や自身に悪影響を及ぼす危

険又は不適切な行動が、短期的かつ長期的にどのような結果をもたらすことになるかを認識できていない場合がある。また、データの収集・利用及び位置情報の収集についてのオンライン・プライバシーに関する危険にも直面する。

「子どもの権利条約」は最も広く批准されている国際人権条約であり、子どもの市民的、政治的、社会的、文化的権利を規定している⁵。「子どもの権利条約」は、全ての子どもには教育を受ける権利、余暇、遊び、文化的な生活についての権利、適切な情報を入手する権利、思想と表現の自由に関する権利、プライバシーに関する権利、本人が影響を受ける問題について、本人の発達しつつある能力に応じて意見を表明する権利があると定めている。「子どもの権利条約」は、あらゆる種類の暴力、搾取、虐待、並びにいかなる差別からも子どもを保護し、子どもにも影響するいかなる問題においても子どもの最善の利益を第一に考慮すべきであるとしている。親、保護者、教師、地域社会の住民（地域社会の指導者や市民社会の

様々な担い手を含む）には、おとなへの階段をのぼっていく子どもの養育と支援に責任がある。政府は、この役割を親、保護者、教師、地域社会の指導者、市民社会の担い手が確実に果たせるようにする最終的な責任を負う。ICT業界を始めとする民間セクターも、子どもの権利の実現に重要な責任を負っている。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則⁶」に基づき、「子どもの権利とビジネス原則」は企業に対し、その事業、製品又はサービスに関連するいかなる負の影響をも回避することによって、子どもの権利を尊重する責任を果たすよう要請している。また「子どもの権利とビジネス原則」は、子どもの権利の尊重と推進の違いを明確に示している。子どもの権利の尊重とは企業への最低限の要求事項で、子どもに害を及ぼさないようにすることであり、子どもの権利の推進とは例えば、子どもの権利の実現を促進するために自発的行動をとることである。

インターネット上の子どもの権利の保護に

際しては、企業は慎重を期して、子どもが保護を受ける権利と、子どもの情報へのアクセスの権利や表現の自由とのバランスをとらなければならない。したがって企業は、インターネット上の子どもを保護する手段が、子どもに対するものであってもその他ユーザーに対するものであっても、その対象ははっきりしていて、過度に制限的にならないようにしなければならない。さらに、子どもにデジタル・シチズンシップを積極的に奨励し、子どものICTの積極的な利用を促進する製品やプラットフォームを開発する企業の重要性に関するコンセンサスも高まっている。

電気通信業界の様々な部分と携帯電話業界間、並びにインターネット企業と放送事業者間の従来のな区別は急速に崩れ、意味がなくなりつつある。かつての様々なデジタル・ストリームは、コンバージェンス（融合）によって一つの大きな流れとなり、世界各地の数十億人の人々のもとまで行き届いている。協力とパートナーシップは、インターネットと関連技術をより安全に安心

5. 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」1989年11月20日採択（ニューヨーク）：<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CRC.aspx>。3カ国（ソマリア、南スーダン、米国）を除いた全ての国で本条約は批准されている。
6. さらなる情報及び国連指導原則の全文へのアクセスには以下を参照のこと：<http://www.business-humanrights.org/UNGuidingPrinciplesPortal/Home>。

7. 国連総会決議「デジタル時代のプライバシーに対する権利(The right to privacy in the digital age)」、A/RES/68/167, http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/68/167
8. 国連人権理事会「言論及び表現の自由への権利の促進、保護に関する特別報告者報告書("Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression, Frank La Rue")」、http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.27_en.pdf
9. 国連人権理事会決議「インターネット上の人権の促進、保護及び享受(The promotion, protection and enjoyment of human rights on the Internet)」、A/HRC/20/L.13, <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G12/147/10/PDF/G1214710.pdf?OpenElement>

して使えるようにする基礎を築く鍵となる。この目標の達成に向けて、政府、民間セクター、政策担当者、教育者、市民社会、親・保護者それぞれが重要な役割を担っている。次の1.3で説明する通り、企業は5つの主要分野でその役割を果たすことができる。

1.3. 子どもの権利の保護と推進に関する5つの主要分野

本項では、情報通信技術 (ICT) 利用時の子どもの安全を守り子どもによるICTの積極的利用を促進するために、企業が行動をとることができる5つの主要分野の概要を説明する。

子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる

子どもの権利に関する考慮を組み入れるには、企業は、子どもの権利に対する潜在的及び実際の負の影響を特定、防止、軽減し、また必要に応じて是正するための適切な措置を講じる必要がある。国連の「ビジネスと

人権に関する指導原則」は全ての企業に対し、人権尊重への責任を果たすために適切な方針と手続を整備するよう要請している。企業は、データ保護と表現の自由の点において弱者としての子どもと若者に特別な注意を払うべきである。国連総会決議「デジタル時代のプライバシーに対する権利」は、不法に干渉されることのないプライバシー及び表現の自由に対する権利を再確認している^{7,8}。さらに、「インターネット上の人権の促進、保護及び享受」に関する国連人権理事会決議は、グローバルで開かれた性質であるインターネットを、発展に向けての進歩を加速する推進力と捉え、オフラインで人々が有するものと同じ権利がオンラインでも保護されるべきであることを確認している⁹。プライバシーや表現の自由に対する子どもの権利の保護について適切な法的枠組みが存在しない国では、企業がデュー・ディリジェンスを強化して国際法に則った方針や慣行の徹底を図るべきである。オンライン・コミュニケーションを通して若者の市民参加が増加する中、企業は国内

法が国際基準に追いついていない場所においても、子どもの権利を尊重する責任を負っている。

さらに企業は、潜在的な侵害への懸念を個人が提起する手段となる事業レベルの苦情処理メカニズムを設けるべきである。事業レベルのメカニズムは、女子、男子、その家族、及び彼らの利益を代表する者にとってアクセス可能であるべきである。「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則31では、かかるメカニズムの要件を、正当性があること、アクセス可能であること、予測可能であること、公平であること、透明性があること、権利に矛盾しないこと、継続的学習の源となること、エンゲージメント及び対話に基づくこと、としている。企業は、負の影響に対処するための内部プロセスと共に苦情処理メカニズムによって、子どもの権利が脅かされた場合に子どもが頼ることができる適切な手段の枠組みの整備を徹底するべきである。

企業がコンプライアンス・ベースのアプローチにより、ICTの安全確保を図り、各国の法律の遵守を重視し、国の法律が存在し

ない場所では国際的な指針に従い、子どもの権利に対する負の影響を回避する場合において、企業は子どもの情報へのアクセスの権利、表現の自由、社会に参加し、教育を受け、文化的な生活を送る権利を推進する自発的な行動を通して子どもの発達や幸福を積極的に促進する。

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する

「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」は、「児童ポルノ」を現実の若しくは擬似のあらゆる性的な行為を行う子どものあらゆる表現(手段の如何を問わない)又は主として性的な目的のために行われる子どもの身体的な部位のあらゆる描写、と定義している¹⁰。インターネット・ウォッチ・ファンデーションが2013年に分析した子どもの性的虐待物のうち、子どもの被害者の81%が10歳以下と推測され、当該画像の51%にはレイプや拷問を含む成人と子ども

もの間の性的な行為が描写されていた¹¹。この憂慮すべき事実は、子どもの性的虐待物を根絶するための企業、政府、法執行機関及び市民社会の連携行動の重要性を強調している。

多くの政府が、法律の制定、虐待加害者の追跡・訴追、意識啓発、虐待や搾取からの子どもの立ち直りへの支援によって、子どもの性的虐待物の流通や配付に対処している一方で、適切な体制が整っていない国も多い。一般市民が虐待や搾取の類のコンテンツを通報できる体制が各国に必要である。企業、法執行機関、政府、市民社会は、国際標準に準拠した適切な法的枠組みを設けるため緊密に連携しなければならない。そうした枠組みは、性的虐待物によるものを含むあらゆる種類の子どもの性的虐待や搾取を犯罪行為と位置づけ、かかる虐待や搾取の被害者である子どもを保護し、通報、捜査、コンテンツ削除のプロセスが可能限り効率的に機能するようにすべきである¹²。責任ある企業は、子どもの性的虐待に関する

コンテンツの共有に、自社のネットワークやサービスが悪用されないよう、様々な対策を講じている。これらの対策には、そのようなコンテンツを明示的に禁じる文言を契約条件や行動規範に盛り込むこと¹³、強固なノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)プロセスを設けること、各国のホットラインとの協力や支援を進めることなどがある。

更に、一部の企業では、既知の子どもの性的虐待物の共有に自社のネットワークやサービスが悪用されないよう技術的対策を講じている。例えば、インターネット・サービス・プロバイダーのいくつかは、ウェブサイトに性的虐待物が含まれていることを関係当局が確認し、そのウェブサイトのホスト国に迅速な削除を徹底するプロセスが整備されていない場合、確認されたURLへのアクセスをブロックしている。また、法執行機関/ホットラインですでに把握されている子どもの性的虐待物を自動的に探し出すハッシング技術を活用している企業もある。

10. 「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」2000年5月25日採択(ニューヨーク)、第2条を参照のこと:
<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/OPSCCRC.aspx>.
11. インターネット・ウォッチ・ファンデーション, 'Annual & Charity Report 2013', LINX, UK, <https://www.iwf.org.uk/accountability/annualreports/2013-annual-report>
12. 企業は、自社のウェブサイトにも各国ホットラインへのリンクを掲載すべきである。また、ホットラインが設定されていない場所では、通報者に向けてホットラインの国際的な連合組織であるINHOPE (International Association of Internet Hotlines: <http://www.inhope.org>)の存在を知らせることができる。INHOPEでは、国際的なホットラインの中からいずれかを選んで通報できる。
13. 不適切なユーザーの行動は、子どもの性的虐待物に限定されず、いかなる種類の不適切な行動又はコンテンツも、当該企業によって然るべく処理する必要があることに留意すべきである。

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

世の中には、絶対に安全で危険を伴わないものなどほとんど存在しない。車両の通行が高度に規制され厳重にコントロールされている都市でも交通事故は発生する。同様に、サイバースペースは、特に子どもにとって、危険がない場所ではない。子どもはオンライン環境において受信者にも参加者にも、また主体にもなると考えられる。子どもが直面する危険は、次の3つの領域に分類できる¹⁴。

- 不適切なコンテンツ — 子どもは何かについて調べている際に、インスタントメッセージ(IM)やブログの、あるいはファイル共有時に、何の害もなさそうなリンクをクリックしたために怪しいコンテンツに出くわすことがある。また、子どもは怪しいコンテンツを探したり共有したりすることもある。有害コンテンツと見なされるものは国によって異なるが、例としては薬物乱用、人種的憎悪、危険行為や自

殺、摂食障害、暴力を助長するコンテンツなどが挙げられる。

- 不適切な行為 — 子どももおとなも、インターネットを利用して他者に嫌がらせをしたり、さらには他者を搾取したりすることがある。子どもは、人を傷つけるコメントや当惑させるような画像を発信したり、コンテンツを盗んだり、著作権を侵害したりすることがある。
- 不適切な接触 — おとなや若者はインターネットを利用して、立場の弱い子どもや他の若者を見つけ出すことができる。多くの場合、ターゲットとなった子どもにより関係が築けたと認識させることをその目的とするが、裏の目的は彼らを思い通りに操ることである。彼らはウェブカメラやその他の記録装置を使い、子どもにオンラインで性的行為やその他の虐待行為をさせようとすることがある。あるいは、直接会う約束を取り付けようとしたり、身体的な接触の機会を

探ろうとしたりする。こうしたプロセスはしばしば「グルーミング」と呼ばれる。

オンラインの安全は社会の課題であり、企業、政府、市民社会が協力して安全に関する原則や慣行を定める機会をもたらしている。企業は一連の技術的アプローチ、ツール、サービスを親や子どもに提供できる。例えば、新たな年齢認証システムを開発するためのツール、子どもが購入できるコンテンツやサービスに制限をかけるツール、子どもの連絡相手や子どもがインターネットに接続できる時間を制限するツールなどである。

また、親が子どもの送受信するテキストやその他の通信を監視できるプログラムもある。この種のプログラムを使用する場合には、子どもと率直に話し合うことが重要である。さもなければこうした行為は「スパイ活動」と見なされて、家族内の信頼を損なうことにもなりかねない。

企業は利用規定 (Acceptable Use Policy:AUP) を定めることにより、おとな

14. Livingstone, S., and L. Haddon, 'EU Kids Online: Final report', EU Kids Online, London School of Economics and Political Science, London (EC Safer Internet Plus Programme Deliverable D6.5), June 2009, p. 10.

及び子どもによるどのような行動が奨励され、どのような活動が容認されないのか、またこれらの方針に違反するとどうなるのかについて明確にすることができる。コンテンツや行動に懸念を抱いたユーザーが利用できるよう、通報メカニズムを設けるべきである。さらに、通報内容は適切に追跡調査され、その状況がタイムリーに通知される必要がある。企業は追跡調査の仕組みを状況に合わせて構成できるが、明確な回答期限を設定すること、当該通報に関して下された決定を伝えること、ユーザーが回答に納得しない場合の追跡調査の方法を提示することが不可欠である。

オンライン・コンテンツやサービスのプロバイダーは、提供しているコンテンツやサービスの性質や想定対象年齢層を明示することもできる。明示する際には、既存の各国標準及び国際標準、関連規則、並びに子どもへのマーケティングや広告に関する分類を行う機関の助言に則っているべきである。しかし、このプロセスは、掲示板、チャットルーム、ソーシャル・ネットワーキン

グ・サービスなど、ユーザー作成コンテンツの公開を可能にしているインタラクティブ・サービスの種類の増加に伴って、難しさを増している。企業が特に子どもを対象としている場合、またサービスが圧倒的に若者向けである場合、コンテンツやセキュリティに関する期待はさらに高いものとなる。

また企業には、子どもからの又は子どもに関するデータの収集、処理、保管にあたり最も厳格なプライバシー基準を採用することが奨励される。子どもは、オンラインで自らの個人情報を公表あるいは共有に同意すること、また、商業目的での個人情報の利用に同意することの社会的かつ個人的な影響を十分に理解できるほど成熟していない可能性があるためだ。子ども向けのサービス又は子どもが主な対象者となりうるサービスは、個人情報（位置情報を含む）へのアクセス又はその収集や利用によって子どもの身に及ぶリスクを考慮し、そのリスクに適切に対処しなければならない。特に企業は、サービスの宣伝やサービスへのアクセスに使われる、あるいは個人情報への

アクセス・収集・利用のために使われる資料やコミュニケーションの文言や形式を、理解しやすく、また、ユーザーが明確かつ簡単な方法でプライバシーを管理できるようなものにすべきである。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

技術的対策はオンライン上の潜在的な危険から子どもを確実に保護するうえで重要な要素に挙げられるが、これは対策の一要素でしかない。ペアレンタル・コントロール・ツールや意識啓発、そして教育も、各年齢層の子ども、親、保護者、教育者の能力を強化し、情報を提供するために重要な要素である。

企業には、可能な限り最も責任あるまた最も安全な方法で子どもがICTを利用できるようにする重要な役割があるが、この責任は親、学校、子どもにも共有されるものである。

多くの企業は、ユーザーがコンテンツと

サービスについて情報に基づいた決定を下せるための教育プログラムに投資している。企業は、オンラインや携帯電話による経験がより安全で責任ある適切なものとなるよう、子どもや青少年を導く親、保護者及び教師を支援している。これには、年齢に配慮すべきコンテンツの表示を掲げることや、コンテンツ価格、購入条件/キャンセル方法などの情報が明確に伝達されるようにすることなどが含まれる。

より安全なICTの利用と適切かつ責任ある行動に関する情報を、子どもに直接提供することも重要である。企業は安全に関する意識を喚起することに加え、礼儀正しく親切かつ寛容な態度で、ICTを利用することや、友人に配慮することを促す子ども向けコンテンツを作成することにより、積極的な経験を促進できる。企業はまた、ネットいじめやグルーミングなどの不快な経験に遭遇した場合にとるべき行動について情報を提供し、そうした事件を通報しやすくしたり、匿名のメッセージを受け取らないようにする機能を提供したりすることができる。

親は時に、インターネットやモバイル機器についての理解や知識が子どもより劣ることがある。また、モバイル機器とインターネット・サービスの融合により、親の監視の目も届きづらくなっている。企業は政府や教育者と協働し、責任あるデジタル・シチズンとして行動するよう子どもをサポートする親のエンパワーメントを図ることができる。これは、子どものICT利用に対する責任を親だけに転嫁しようという意図ではなく、親は自分の子どもにとって何が適切であるのかをより判断しやすい立場にあり、子どもを守り適切な行動がとれるよう力をつけさせるために、あらゆる危険を認識しておくべきである、という考えに基づいている。

一部の親がインターネット・サービスを利用していないことを考慮に入れて、情報は複数のメディア・チャネルを介してオンラインとオフラインの両方で伝えられる。学区と協力して、子どもを対象としたオンラインの安全及び責任あるICT利用に関するカリキュラムや、親向けの教材を提供することが重要である。例えば、活動を監視できる

サービスやオプションの種類、子どもがネットいじめやグルーミングを経験している場合にとる行動、迷惑メールの拒否とプライバシー設定を管理する方法、異なる年齢層の男の子・女の子とデリケートな問題について話し合う方法についての説明などが挙げられる。コミュニケーションは双方向のプロセスであり、多くの企業は顧客が問題を通報したり、懸念事項を話し合ったりするためのオプションを提供している。

コンテンツやサービスが以前にも増して豊富になる中、特定のサービスの性質やその安全な楽しみ方に関する助言や注意は、あらゆるユーザーにとって有意義であり続けるだろう。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

子どもの権利条約第13条には、「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情

報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と規定されている。企業は、オンライン上の危害から子どもを守るために作られた技術、法律及び方針が、子どもの参加や表現の権利を抑圧したり、子どもの幸福にとって重要な情報にアクセスすることを阻害するといった意図せぬ結果を招くことがないようにすることによって、子どもの市民的及び政治的権利の尊重を実現できる。同時に、企業は若者の参加を促す仕組みやツールを提供することによって、子どもの権利を推進することもできる。また企業は、より幅広い市民生活への積極的な参画を容易にし、社会の進歩を後押しし、地域社会の持続可能性と回復力に影響を与えるインターネットの能力を、例えば、社会・環境キャンペーンなどに参加することや責任者に説明責任を課すことによって強調することができる。適切なツールや情報があれば、子どもや若者は、医療や教育を受ける機会や雇用機会を得やすくなり、また学校、地域社会及び国において自分の意見やニーズを表明しやすくなる。子どもや若者

たちは、性の健康といった自分に影響する事柄について、また、政治や政府の説明責任について、自らの権利に関する情報にアクセスし、また情報を求めることができる。企業はまた、子どもや家族にふさわしいオンライン経験の創出への投資が可能である。子どもや若者が学習し、革新し、ソリューションを創出することを奨励し、それを可能にするような技術やコンテンツの開発を支援できる。企業はさらに、デジタル・ディバイド(情報格差)の解消に取り組むことによって子どもの権利を積極的に推進できる。子どもの参加には、デジタル・リテラシー(デジタル世界を理解し、参加できる能力)が必要である。この能力なしには、市民は「デジタル化」された社会機能の多くに参加することができない。社会機能には、納税、政治家候補の支持、オンライン請願の署名、出生の登録、あるいは単純に商業、医療/保健、教育又は文化に関連する情報の入手が含まれるが、これらに限定されない。こうした開かれた機能にアクセスできる市民と、インター

ネットにアクセスできない、又はデジタル・リテラシーがないためにそれができない市民との格差は拡大し続け、後者の集団は大きな不利益を被ることになる。企業は、子どもが自信を持って積極的に社会に参加し、つながら市民になるために必要なデジタル・スキルを提供するマルチメディア・イニシアティブを支援できる。

1.4. 一般ガイドライン (全ての関連企業向け)

表1は、製品やサービスが子どもの権利に及ぼす負の影響を企業が特定、防止、軽減し、子どもによる情報通信技術(ICT)の適切な活用を奨励するための広範なガイドラインの概略である。なお、表1に記載した全てのステップがどの企業にも適用されるわけではないことに留意されたい。表2~7のセクター別チェックリストは、個別の事業セクターに最も関連のあるステップを中心にまとめたものである。

表1 一般ガイドライン(全ての関連企業向け)

<p>子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる</p>	<p>企業は次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる</p> <p>当プロセスに責任を持つ特定の個人/チームを任命し、必要な企業内外のステークホルダーに連絡できるようにする。この個人/チームに、インターネット上の子どもの保護(COP)に関する全社的な位置付けの向上を主導する権限を与える。</p> <p>子どもの保護に関する方針を作成する、及び/又は子どもの権利に関する特定の危険や機会を、全社的な方針(人権、プライバシー、マーケティング及び関連する行動規範などに関する)に盛り込む。</p> <p>COP問題に関するデュー・ディリジェンスを、(企業レベル、製品・技術レベル、あるいは国レベルの)既存の人権又はリスク評価の枠組みに統合し、企業が自らの企業活動を通して負の影響を引き起こしたり助長していないか、あるいは負の影響がその事業、製品又はサービス、取引関係と直接関連していないかを調べる。</p> <p>事業及び製品・サービスの設計、開発、導入の結果として、異なる年齢層の子どもの権利に及ぼす影響、並びに子どもの権利を推進する機会を特定する。</p> <p>インターネット上の子どもの安全を守る体制について、企業内外の専門家を動員し、また子どもを含む主要ステークホルダーと協議して、企業のアプローチについて継続的に意見や指導を受ける。</p> <p>プライバシーや表現の自由に対する子どもの権利の保護について適切な法的枠組みが存在しない国では、企業は国際法に則った方針や慣行の徹底を図るべきである。(国連総会決議「デジタル時代のプライバシーに対する権利」A/RES/68/167を参照のこと)</p> <p>子どもの権利のいかなる侵害(子どもの性的虐待物、不適切なコンテンツ又は接触、プライバシーの侵害など)について、事業レベルの苦情処理メカニズムと通報メカニズムを設けることによって、救済措置を確保する。</p>
<p>子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する</p>	<p>政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、企業は次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる</p> <p>子どもの性的虐待物の撲滅に関する国内法及び国際法に基づくコンプライアンスを確保するための内部手続を整備する。国内規則では十分に保護できない場合、企業は国内規則以上の対応をめざし、また、自らの影響力を発揮して、企業が子どもの性的虐待物を撲滅するための措置を講じることができるようにする法改正の働きかけを行う。</p> <p>顧客の利用条件や利用規定(AUP)を活用して、企業のサービスを悪用した子どもの性的虐待物の保管又は共有、及び悪用の結果に関する企業の立場を明示する。</p> <p>ユーザーが、子どもの性的虐待物や不適切なコンタクト、及び発見された具体的な状況/位置を通報できるようにするノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)及び通報のプロセスを設ける。そうした通報を受けて対応するプロセスを整備し、証拠を確保し虐待コンテンツを削除するための手続を定める。</p> <p>この問題に対する規制及び法執行機関による監視が十分ではない市場で企業が活動している場合は、通報者にホットラインの国際的な連合組織であるINHOPE(http://www.inhope.org/gns/home.aspx)の存在を知らせることができる。INHOPEでは、国際的なホットラインの中からいずれかを選んで通報できる。</p>

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

企業は次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる

適切な技術的手段（ペアレンタル・コントロール・ツール、コンテンツのパスワード保護による年齢に応じた使用体験、ブロック/許可リスト、購入/時間制限、オプトアウト機能、フィルタリング、モデレーション機能¹⁵など）を用いて、不適切なコンテンツやサービスへの規定年齢以下の者のアクセスや接触を防止する。

可能な場合は、法律又は政策により一定年齢以上の者を対象とすることが定められているコンテンツへのアクセスを制限するため、年齢認証の使用を検討する。同時に、企業はかかる技術の乱用により、子どもの表現の自由や情報へのアクセスの権利を制限する可能性があることも認識すべきである。

利用条件に加えて、特に若年ユーザーとその親・保護者向けに、当該サービスで認められる行動と認められない行動を平易な言葉で示した明確な規則を周知する。これらの規則に違反した場合にどうなるのかについても必ず説明する。

年齢によってふさわしくないコンテンツやサービスは:

- ・ 当該国で要求される内容に基づいて分類する。
- ・ 相当するメディアの既存標準に即したものとする。
- ・ アクセスを制限するための明確な表示オプションを付す。
- ・ 可能な場合は、年齢認証も併せて提供する。

18歳未満の子どもから収集された、位置関連情報及び閲覧傾向を含む個人データの収集、処理、保管、販売、公表に関して、高度なデフォルトのプライバシー設定を採用し実施する。デフォルトのプライバシー設定とプライバシーの重要性に関する情報は、ユーザーの年齢やサービスの性質に適したものであるべきである。

明確な通報ツールを用意し、不適切なコンテンツや接触、悪用の通報に対応するプロセスを設け、通報プロセスに関する詳細なフィードバックをサービス・ユーザーに提供する。

事業慣行を子どもへのマーケティングや広告に関連する規則や勧告に合わせる。子どもがどこで、いつ、どのように別の市場セグメント向けの潜在的に有害な広告メッセージを目にする可能性があるのかを監視する。

15. オンライン空間には、主として次の3段階のモデレーションがある: プリ・モデレーション (モデレーター承認前は何も公開されない)、ポスト・モデレーション (コメントは公開されるが、モデレーターは許容できない点があればそのコメントをすぐに削除できる)、リアクティブ・モデレーション (ユーザー (時にホスト) による公開後、モデレーターが通報を受けたコメントをチェックする)。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

企業は次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

利用可能なコンテンツと、付随するペアレンタル・コントロール又はファミリー・セーフティの設定について明確に説明する。特に利用条件、コンテンツやサービスの利用にかかる費用、プライバシー方針、安全情報、通報メカニズムについては、その説明や用語が子ども、親、保護者を含む全てのユーザーにとってアクセスしやすく、平易明瞭で適切なものであるようにする。

インターネットの利用に関連する、迷惑メール、情報窃盗、不適切な接触（いじめやグルーミング）などの問題の対処方法について顧客を教育する。また不適切な利用に対し、顧客がどのような行動をとることができるのか、どのように懸念を提起することができるかを説明する。

親が子ども（特に幼い子ども）のICT活動に関与できるような仕組みを整え、親たちを教育する。例えば、子どものプライバシー設定を見直す方法や年齢認証に関する情報を親に提供する。

政府及び教育者と協働して親のエンパワーメントを図り、責任あるデジタル・シチズン及びICTユーザーになるよう親が子どもをサポートし、子どもと対話できるようにする。

地域の状況に基づいて、学校や家庭で使用する教材を提供し、子どものICTの利用を教育・促進し、子どもがICTサービスを利用する際に安全かつ責任ある行動をとれるよう、批判的思考を養う手助けをする。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

企業は次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

文書化した手続を定めて、子どもを含む全てのユーザーの表現の自由を守る方針及びプロセスの一貫した実施を徹底し、またこれらの方針の遵守に関する文書を作成する。

合法かつ発達段階に応じた適切なコンテンツを過剰にブロックしないようにする。フィルタリングのリクエストとツールの乱用により子どもの情報へのアクセスを制限しないよう、ブロックされたコンテンツについて分かりやすく示し、不用意なブロックングをユーザーが報告するプロセスを設ける。このプロセスは、ウェブマスターを含む全ての顧客が利用できるようにすべきである。報告プロセスにおいては、明快で責任ある、法律に則ったサービス利用規約を提示しなければならない。

子どもが自らを表現する権利を促進し、社会生活への参加を容易にし、協働、起業家精神、市民参画を奨励するようなオンライン・プラットフォームを開発する。

学習、創造的思考、問題解決を促進する子ども向けの教育コンテンツを開発する。

子ども（特に農村部や十分なサービスを受けていない地域の子ども）がICT資源を活用しデジタル世界に安全に十分に参加できるよう、デジタル・リテラシー、能力開発、ICTスキルの向上を図る。

ICTやプラットフォーム、機器とそれらを支える基本インフラへの普遍的かつ公平なアクセスを拡大するための各国/地域の優先課題について、各市民社会及び政府と連携する。

パート2

セクター別チェックリスト

パート2は、企業がいかにインターネット上の子どもの権利を尊重し、推進することができるのか提案する。表1に示した共通原則とアプローチを、異なるセクターのビジネスにおいてより具体的にどのように実施できるのか説明する。チェックリストは、表1と同じ主要分野別にまとめてあり、場合によっては表1の一般ガイドラインも参照する。

以下に示すセクター別チェックリストは網羅的なものではなく、企業がインターネットの世界で子どもの権利を尊重し推進する出発点となるよう作成されて

いる。各セクター別チェックリストはそれぞれの主要協力者と共同で作成されているため、各表にはわずかな違いがある。

2.1. モバイル事業者

モバイル事業者は、インターネットへのアクセスと様々なモバイル専用データ・サービスを提供している。多くの事業者はすでにCOP行動基準に署名しており、そのコミットメントを支える様々なツールと情報資源を提供している。

表2は、インターネット上の子どもの保護

(COP)を強化しインターネットへの子どもの参加を促すために、モバイル事業者がとり得る方針及び行動についての指針を示す。

表2 セクター別チェックリスト:モバイル事業者

子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる

モバイル事業者は次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる

表1の一般ガイドラインを参照

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する

政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、モバイル事業者は次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる

政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、子どもの性的虐待物を効果的に処理し、関係当局に事案を報告する。法執行機関及びホットラインとの関係が確立されていない場合は、彼らと協力してプロセスを設ける。モバイル事業者は法執行機関にICT研修を提供することもできる。

この問題に対する法規制及び法執行機関による監視が十分ではない市場で企業が活動している場合は、通報者にホットラインの国際的な連合組織であるINHOPE (<http://www.inhope.org/gns/home.aspx>) の存在を知らせることができる。INHOPEでは、国際的なホットラインの中からいずれかを選んで通報できる。

参考:

GSMアソシエーション(GSMA)は、法執行機関向けの特にモバイルに関する研修教材を作成している。GSMAからの当該文書の入手に関する問い合わせ先: cop@itu.int

カスタマーケア、不正行為、セキュリティなどに関係する社内の部署と協力して、違法性が疑われるコンテンツについて企業が法執行機関及びホットラインに直接通報できるようにする。理想的には、当該コンテンツを現場の職員に見せず、また被害者の子どもが二次的被害を受けずに済む方法で行われるべきである。職員が虐待に関するコンテンツを見る可能性がある場合は、職員の回復力、安全、健康に関する方針やプログラムを実施する。

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する(続き)

証拠の確保などの活動を通して法執行機関の犯罪捜査に協力する。サービス利用規約には、違法コンテンツが発見又は通報された場合に法執行機関の捜査に全面的に協力することを必ず記載する。

モバイル・サービスを利用して子どもの性的虐待物を保管/共有又は配付することを、サービス利用規約で明確に禁止する。当該規約には、子どもの性的虐待物は容認されないことを必ず明示する。

子どもの性的虐待物に関する通報メカニズムを普及させ、顧客がそのようなコンテンツを見つけた場合に通報する方法が分かるようにする。国のホットラインがある場合は、企業のウェブサイト又は企業が宣伝するいかなる関連コンテンツ・サービスからもホットラインへのリンクを提供する。

参考:

Vodafone, 'Illegal Content' (ボーダフォン「違法コンテンツ」): http://www.vodafone.com/content/parents/get-involved/illegal_content.html

国のホットラインがない場合は、ホットラインを設置することを試みるか(INHOPE及びINHOPE財団との協力、又はインターネット監視財団(IWF)国際バックオフィス・ソリューションの利用を含む様々な選択肢については、下記「参考」のGSMA INHOPEホットライン・ガイドを参照)、あるいは、疑わしいコンテンツについて法執行機関及び<http://www.inhope.org>に通報するカスタマー・ケア・スタッフ向けの内部プロセスを整備する。

参考:

GSMA INHOPE, 'Hotlines: Responding to reports of illegal online content - A guide to establishing and managing a hotline organization' (GSMA INHOPE「ホットライン:違法オンライン・コンテンツの通報への対応 - ホットライン組織の設置・管理ガイド」): <http://www.gsma.com/publicpolicy/myouth/mobiles-contribution-to-child-protection/mobile-alliance>
この文書には、IWF(独自のホットライン設置に支援を必要とする国向け)、IWF国際バックオフィス・ソリューション、OCSARP(通報メカニズムを提供したいが、本格的な国のホットラインはまだ必要としていない国向け)に関する情報も記載されている。

違法コンテンツを特定した場合に可能な限り速やかに削除するノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスを含め、子どもの性的虐待物を即座に削除又はアクセスをブロックするプロセスを整備する。企業と契約関係にある第三者にも、同様に強固なノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスが整備されているようにする。

参考:

GSMA Mobile Alliance Against Child Sexual Abuse Content, 'Obstructing the Use of the Mobile Environment by Individuals or Organisations Wishing to Consume or Profit from Child Sexual Abuse Content' (子どもの性的虐待コンテンツに反対するGSMAモバイル・アライアンス「子どもの性的虐待コンテンツを消費したい又はそれらから利益を得たい個人・組織によるモバイル環境の利用防止」): <http://www.gsma.com/publicpolicy/myouth/mobiles-contribution-to-childprotection/mobile-alliance>

GSMA Mobile Alliance Against Child Sexual Abuse Content, 'Notice and Take Down Process Paper' (子どもの性的虐待コンテンツに反対するGSMAモバイル・アライアンス「ノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)プロセス・ペーパー」): <http://www.gsma.com/publicpolicy/wp-content/uploads/2012/07/Mobilecontributiontonoticeandtakedown.pdf>

GSMA Mobile Alliance Against Child Sexual Abuse Content, 'Preventing mobile payment services from being misused to monetise child sexual abuse content' (子どもの性的虐待コンテンツに反対するGSMAモバイル・アライアンス「子どもの性的虐待コンテンツの商品化を目的とするモバイル・ペイメント・サービス悪用の防止」): <http://www.gsma.com/publicpolicy/myouth/mobiles-contribution-to-child-protection/mobile-alliance>

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

モバイル事業者は次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる

一連の明確な規則を定め、わかりやすい場所に表示し、それらはサービス利用規約や利用規定(AUP)の主要な点を反映させる。これらの規則では、ユーザーに分かりやすい言葉で以下を定めるべきである。

- ・ サービスの性質とユーザーに期待されること
- ・ 有害なコンテンツ、行動、言葉に関して許容されることと許容されないこと、違法な利用の禁止、違反のレベルに応じてもたらされる結果(法執行機関への通報やユーザー・アカウントの停止など)

様々な懸念に対処する基準と、利用しやすいプロセスを設けて、顧客が悪用に関する懸念をカスタマー・ケアに通報しやすくする(例えば、顧客が望まないメッセージ(迷惑メール、いじめ)を受信した場合や、不適切なコンテンツを見かけた場合など)。

提供するサービスの性質について、次のような明瞭な情報を顧客に与え、透明性を確保する。

- ・ コンテンツ/サービスの種類と費用
- ・ アクセスに必要な最低年齢
- ・ 利用可能なペアレンタル・コントロール(制御の対象になるもの(ネットワークなど)と対象にならないもの(Wi-Fiなど)及びペアレンタル・コントロールを利用するためのトレーニングを含む)
- ・ 収集されるユーザー情報の種類とその用途

参考:

GSMA, 'Privacy Design Guidelines for Mobile Application Development' (GSMA「モバイル・アプリケーション開発のためのプライバシー・デザイン・ガイドライン」): <http://www.gsma.com/publicpolicy/privacy-design-guidelines-for-mobile-application-development>

ITC Coalition (ICT連合): <http://www.ictcoalition.eu>

提供するサービスに応じた、エンドユーザーが極力簡単に実行できる技術的コントロールを提供する。技術的コントロールには、次のようなものがある。

- ・ 「自社ブランド」又は企業が宣伝を行う第三者のサービスを含むインターネットへのアクセスを、企業のネットワークを通してブロック又はフィルタリングすること
- ・ 成人ユーザーのみに合法又は適切な要素(特定のゲーム、宝くじなど)が企業独自のコンテンツやサービスに含まれている場合の年齢認証

虐待や搾取の事案において、子どもが通報することや支援を求めることができる国のサポート・サービスを推奨する (Child Helpline International: <http://www.childhelplineinternational.org> 等を参照のこと)。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

モバイル事業者は次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

提供するサービスについて、親、保護者、子どもを含む顧客に説明する。例えば、

- ・ 提供するコンテンツの種類と付随するペアレンタル・コントロール
- ・ 虐待、悪用、不適切又は違法なコンテンツの通報方法
- ・ 通報への対処方法
- ・ 年齢制限のあるサービス
- ・ 「自社ブランド」のインタラクティブ・サービスを利用する際の安全で責任ある行動

安全で責任あるデジタル・シチズンシップに関するより幅広い問題（オンライン上の評判、デジタル・フットプリント、有害コンテンツ、グルーミングなど）に取り組む。子どものための非政府組織（NGO）、慈善団体、子育てグループなどの地域の専門家と提携し、企業のメッセージングの方向付けやターゲット層への伝達に協力してもらうことを検討する。

企業の社会的責任（CSR）プログラムなどを通して、企業がすでに子どもや学校と協力している場合は、そうした活動を拡大して、COPに関するメッセージを子どもや教師に伝えることが可能かどうか調べる。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

モバイル事業者は次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

表1の一般ガイドラインを参照

参考:

GSMA, 'mEducation': <http://www.gsma.com/connectedliving/meducation>;
 'Mobile for Development': <http://www.gsma.com/mobilefordevelopment>
 'mWomen': <http://www.gsma.com/mobilefordevelopment/programmes/mwomen>

提供するサービスについて、親、保護者、子どもを含む顧客に説明する。例えば、

- ・ 提供するコンテンツの種類と付随するペアレンタル・コントロール
- ・ 虐待、悪用、不適切又は違法なコンテンツの通報方法
- ・ 通報への対処方法
- ・ 年齢制限のあるサービス
- ・ 「自社ブランド」のインタラクティブ・サービスを利用する際の安全で責任ある行動

安全で責任あるデジタル・シチズンシップに関するより幅広い問題（オンライン上の評判、デジタル・フットプリント、有害コンテンツ、グルーミングなど）に取り組む。子どものための非政府組織（NGO）、慈善団体、子育てグループなどの地域の専門家と提携し、企業のメッセージングの方向付けやターゲット層への伝達に協力してもらうことを検討する。

企業の社会的責任（CSR）プログラムなどを通して、企業がすでに子どもたちや学校と協力している場合は、そうした活動を拡大して、COPに関するメッセージを子どもや教師に伝えることが可能かどうか調べる。

2.2. インターネット・サービス・プロバイダー

インターネット・サービス・プロバイダーは、インターネットへのアクセスとインターネットからのアクセスを提供するパイプ役と、ホスティング、キャッシング及びストレージ・サービスを通じたデータの貯蔵庫役の2つの機能を果たしている。そのため、インターネット上で子どもを保護する責任を最前線で負ってきた。

表3は、インターネット上の子どもの保護(COP)を強化しインターネットへの子どもの参加を促すことを目的に、インターネット・サービス・プロバイダーがとり得る方針及び行動についての指針を示す。

公共空間におけるインターネット・アクセス

地方自治体、小売業者、交通機関、ホテルチェーン、その他の企業や組織が、Wi-Fiホットスポット経由のインターネット・アクセスを提供することはますます一般的になっている。こうしたアクセスは、多くの場合無料か最小限の料金で、時には最低限の登録手続により、公共サービスとして、又は企業が顧客を自社の施設に呼び込むために、若しくはより多くの人々に自社のサービスの利用を促すために提供されている。

Wi-Fiの普及促進は、一定エリア内でインターネットの利用を広める良い方法である。しかし、常に子どもがいるような公共空間でWi-Fiサービスが提供されている場合は注意が必要だ。Wi-Fiの信号は通りすがりの人でも利用でき、ユーザーのデータが危険にさらされる恐れがあることを、ユーザーは心に留めておかなければならない。Wi-Fiプロバイダーは提供するインターネット接続の利用を必ずしもサポート又は監視できるわけではないため、ユーザーは予防措置として公衆Wi-Fiでは繊細な情報を共有しないようにする必要がある。

公共空間において、Wi-Fiプロバイダーは子どもを守るための追加的な対策を検討してもよい。具体的には、次のような措置を講じることができる。

- ・ 子どもの性的虐待物へのアクセスをブロックする取り組みに加えて、幅広いオーディエンスにとって不適切なコンテンツを掲載していることが判明しているウェブ・アドレスへのアクセスを事前対処的にブロックする。
- ・ Wi-Fiサービスを利用して、子どものいる環境にふさわしくないコンテンツにアクセスする又はこれを表示することを禁じる条項を利用条件に盛り込む。利用条件には、そうした規則に違反した場合の結果に関する明確な仕組みについても記載するべきである。
- ・ 個人データの改ざん/損失といった不正アクセスを防止するあらゆる措置を講じる。
- ・ Wi-Fiシステムにフィルターを設定して、不適切なコンテンツに関する方針を再強化・補強する。
- ・ インターネット・コンテンツへの子どものアクセスを制御・監視する上で役に立つ手段やソフトウェアを提供する。

表3 セクター別チェックリスト:インターネット・サービス・プロバイダー

子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる

インターネット・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる

表1の一般ガイドラインを参照

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する

政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、インターネット・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる

当事者の権利を侵害する、又は地域、州、国内の法令若しくは国際法に違反するコンテンツをアップロード、掲示、伝送、共有する又は利用可能にすることを禁止する。

プロバイダーは、違法な子どもの性的虐待物に気づいたら可能な限り速やかに法執行機関又は国のホットラインに通報する。国内法及び国際法に基づく通報責任を遵守するために、内部手続の整備を徹底する。

この問題に対する規制及び法執行機関による監視が十分ではない市場で企業が活動している場合は、通報者にホットラインの国際的な連合組織であるINHOPE (<http://www.inhope.org/gns/home.aspx>)の存在を知らせることができる。INHOPEでは、国際的なホットラインの中からいずれかを選んで通報できる。

違法コンテンツを特定した場合に可能な限り速やかに削除するノティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスを含め、子どもの性的虐待物を即座に削除又はアクセスをブロックするプロセスを整備する。企業と契約関係にある第三者にも、同様に強固なノティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスが整備されているようにする。

虐待の通報は、回答手続と削除時間に関する公共サービス協定に基づくプロセスとを関連付ける。

自社のコンテンツか第三者コンテンツ・プロバイダーの外注コンテンツかどうかに関わらず、企業のサーバーでホストする商業コンテンツを定期的かつ積極的に審査する。子どもの性的虐待物を処理するために、既知の画像のハッシュ・スキャン、画像認識ソフトウェア、URLブロックなどの利用を検討する。

通報メカニズムを設定し、その利用に関する明瞭な情報を示す。例えば、通報の対象となる違法コンテンツ及び違法行為に関する指針を示し、ウェブ上でのさらなる拡散を回避するために、通報の際添付できない物を明確にする。

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

インターネット・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる

必要な場合には顧客の年齢を確認し、個別のサービスに応じて適切なソリューションを提供する。これは当該サービスが年齢に基づく法的規制を受ける場合、特に重要となる。

全てのウェブページとウェブサービスで通報機能を提示することを検討する。虐待やその他のウェブサイト又はオンライン・サービス契約条件違反に関する企業の通報方法の標準化を図る。子どもや親にとって、あるサイトから別のサイトへ移動するたびに一連の新たな問題通報プロセスを覚える必要がないようにすべきである。

親がインターネット・リソースへの子どものアクセスを管理できるようにするペアレンタル・コントロールのソフトウェアや、ツール（ホワイト・リスト、コンテンツ・フィルター、利用監視、連絡先管理、時間/プログラム制限）などの体制を提供することを検討する。

利用規約/契約条件により、容認できない行動を具体的に禁止し、ユーザーの最低年齢を指定する。

可能な場合は、虐待や搾取の事案において、親や保護者が利用して通報することや、支援を求めることができる国のサポート・サービスを推奨する。

インターネット上の有害な又は不適切な広告コンテンツを回避し、子どもに害を及ぼす恐れのあるおとな向けコンテンツを含むサービスについて、顧客に対する開示義務を定める。

営利企業が、子ども本人から又は子どもに関する個人情報を収集する前に親の同意が必要かどうかを含めて、データ収集方針が子どものプライバシーに関する関連法に確実に準拠するようにする。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

インターネット・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

子ども、親及び保護者向けのコミュニティ・ガイドラインでは、契約条件の要点をユーザーに分かりやすい言葉で繰り返し示す。サービス自体においては、コンテンツをアップロードする時点で、不適切と思われるコンテンツの種類などについての「リマインダー」を設定する。

子どものICTサービス利用状況を理解するために必要な情報（有害コンテンツ・有害行為に関連した問題の対処方法を含む）を親に提供し、責任ある利用に向けた指導体制を整える。これは、子どもにインターネット上の安全に関するカリキュラムを提供し、親に教材を提供することを目的とするツールの利用や、学区との交流を通じて促進できる。

より安全なインターネットの利用に関する情報を子どもに提供する。インターネット・サービス・プロバイダーのウェブサイトのランディング・ページに次のようなメッセージを掲げることを検討する。

- ・ 「知らない人には、連絡先の詳細（実際の住所や電話番号など）を絶対に教えない」
- ・ 「インターネット上で知り合った人とは、おとなに相談することなく会う約束を絶対にしない。信頼する友人にはいつも自分の居場所を教えておく」
- ・ 「いじめのメッセージ、いかがわしいメッセージ、攻撃的なメッセージには返信をしない。ただし、証拠は保存しておく（当該メッセージを削除しない）」
- ・ 「何かに、あるいは誰かについて、不愉快に思ったり憤りを感じたりしたときは、信頼のおけるおとなや友人に相談する」
- ・ 「アカウントのパスワードやユーザー名を絶対に明かさない。インターネット上には、偽の情報を教えてあなたの個人情報を引き出そうとする者がいることに注意する」

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

インターネット・サービス・プロバイダーは次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

表1の一般ガイドラインを参照

2.3. コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者

インターネットはあらゆる種類のコンテンツ及び活動を提供しており、子どもを対象とするものも多い。コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者及びアプリケーション開発業者には、子どもと若者向けのサービスに安全及びプライバシーを組み込む機会が数多くある。

表4は、インターネット上の子どもの保護（GOP）を強化し、インターネットへの子どもの参加を促すために、コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者及びアプリケーション開発業者がとり得る方針及び行動についての指針を示す。



表4 セクター別チェックリスト: コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者

子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる

コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者は次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる

表1の一般ガイドラインを参照

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する

政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者は次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる

子どもの性的虐待物を処理し、関係当局に事案を報告する準備をする。法執行機関及び国のホットラインとの関係が確立されていない場合は、法執行機関及び国のホットラインと協力したプロセスを設ける。

違法コンテンツについて通報を受けた場合や違法コンテンツが発見された場合、企業は法執行機関の捜査に全面的に協力することを明記し、罰金や課金特典の取消などの罰則について詳細を示す。

違法コンテンツを特定した場合に可能な限り速やかに削除するノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスを始め、子どもの性的虐待物を即座に削除又はアクセスをブロックするプロセスを整備する。事業者は必要に応じて、違法コンテンツを無効化する前に専門家(コンテンツ・プロバイダー、COPを管轄する国家機関など)の意見を聞くようにする。

企業と契約関係にある第三者にも、同様に強固なノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスが整備されているようにする。

カスタマーケア、不正行為、セキュリティなどに関係する内部の部署と協力して、違法性が疑われるコンテンツについて企業が法執行機関及びホットラインに直接通報できるようにする。理想的には、当該コンテンツを現場の職員に見せず、また被害者の子どもが二次的被害を受けずに済む方法で行われるべきである。職員が虐待に関するコンテンツを見る可能性がある場合は、職員の回復力、安全、健康に関する方針やプログラムを実施する。

証拠の確保などの活動を通して法執行機関の犯罪捜査に協力するために、データの保存・保全方針を作成する。性的虐待物の処理方法(コンテンツの監視からコンテンツの最終的な移動と無効化に至るまで)を文書化する。当該文書には、性的虐待物の処理を担当する全責任者の一覧を記載する。

子どもの性的虐待物に関する通報メカニズムを普及させ、顧客がそのようなコンテンツを見つけた場合に通報する方法が分かるようにする。国のホットラインがある場合は、企業のウェブサイト又は企業が宣伝するいかなる関連コンテンツ・サービスからもホットラインへのリンクを提供する。

この問題に対する規制及び法執行機関による監視が十分ではない市場で企業が活動している場合は、通報者にホットラインの国際的な連合組織であるINHOPE(<http://www.inhope.org/gns/home.aspx>)の存在を知らせることができる。INHOPEでは、国際的なホットラインの中からいずれかを選んで通報できる。

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者は次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる

一般に認定されている国内又は国際標準に準拠した、あるいは相当するメディアで採用されているアプローチと整合したコンテンツの分類/年齢確認システムを同業者と協力して開発する。

可能であれば、コンテンツ分類は各種メディアのプラットフォーム全体で整合性を図るべきである。例えば、映画館及びスマートフォンで流す映画の予告編は、顧客にとって同一の分類であるようにする。

親やその他の者が子どもの年齢にふさわしいコンテンツかどうかを判断する目安となるよう、全てのメディアのアプリケーション及びサービスを、コンテンツ分類システムに従って作成する。年齢を考慮すべきコンテンツ、サイト、商品又はインタラクティブ・サービスに子どもがアクセスできないように、適切な年齢認証方法を導入する。子どもが使用しているコンテンツの性質及び年齢分類について、勧告や注意を与える。

オーディオビジュアル・サービス及びマルチメディア・サービスを提供している企業は、子どもにとって有害になり得るコンテンツにアクセスしようとするユーザーに暗証番号(PIN)を提供してもよい。

製品及びサービスの価格並びに収集するユーザー情報の透明性を確保する。営利企業が子どもから又は子どもに関する個人情報を収集する前に親の同意が必要かどうかを含めて、データ収集方針が子どものプライバシーに関する関連法に確実に準拠するようにする。

広告及び宣伝に関するコミュニケーションは、明らかにそれと分かるようにする。

子ども向けのオンライン広告に関する適切な方針を定めるなどにより、オンラインで利用できるコンテンツを監視し、そのコンテンツにアクセスする可能性が高いユーザー・グループに合わせてコンテンツを調整する。提供しているコンテンツが、コメント投稿、オンライン・フォーラム、ソーシャル・ネットワーク、ゲーミング・プラットフォーム、チャットルーム、掲示板などのインタラクティブな要素をサポートしている場合は、利用規約やユーザー・ガイドラインにより、一連の明確な「ハウス・ルール」を顧客に分かりやすい言葉で伝達する。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者は次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

コンテンツに関する具体的かつ明瞭な情報(コンテンツの種類、年齢分類/年齢制限、乱暴な言葉、暴力表現など)を、付随する利用可能なベアレンタル・コントロール、悪用、不適切又は違法なコンテンツの通報方法、通報の対処方法などの情報と併せて顧客に提供する。

インタラクティブな世界では、こうした情報を各プログラムのコンテンツ・ラベルの形式で提供すべきである。

親や教師を含むおとなに、子どものオンライン・コンテンツ購入に関与するよう奨励し、子どもが購入するコンテンツを選ぶ際に手助けや指導ができ、また、行動ルールを定める支援ができるようにする。

平易明瞭な言葉で書いた利用規約を提供し、インターネットを慎重に責任を持って利用するよう子どもに奨励する。

チュートリアルやヘルプ・センターなどのツールを年齢に応じて用意する。適切であれば、オンライン上又は直接対面による防止プログラムやカウンセリング・クリニックと協力する。例えば、子どもがゲームなどにのめり込んで、人間関係を築くことや健全な身体的活動を行うことが困難になる危険がある場合は、サイト上でヘルプラインやカウンセリング・サービスの連絡先のリンクを提供することができる。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売業者、アプリケーション開発業者は次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

年齢にふさわしい一連の質の高いコンテンツを開発・提供する。そうしたコンテンツは魅力的かつ便利で、信頼性が高く安全であることに加え、娯楽や教育の新たな機会を提供することによって、子どもの心身の発達や社会的な成長に寄与できる。

創造的な目的をもってサービスを利用するなど、マナーと責任ある行動によって子どもが得られる恩恵を強調するため、サービスに関する情報を提供する。



2.4. ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダー

かつてインターネットの世界はおとなに占有されていたが、現在では、子どもや青少年が様々なプラットフォームの主な参加者として、爆発的に増加するユーザー作成コンテンツを作成し、共有していることは明らかである。

表5(大手のソーシャル・ネットワークが適用している規則を元に作成)は、インターネット上の子どもの保護(COP)を強化しインターネットへの子どもの参加を促すことを目的に、ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーがとり得る方針及び行動についての指針を示す。

表5 セクター別チェックリスト: ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダー

子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる

ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる

表1の一般ガイドラインを参照

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する

政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる

全てのサイトは緊急時に、また通常調査に対し、法執行機関に即座に協力する手続を整備すべきである。

違法コンテンツについて通報を受けた場合や違法コンテンツが発見された場合、企業は法執行機関の捜査に全面的に協力することを明記し、罰金あるいは特典の取消などの罰則について詳細を示す。

カスタマー・ケア、不正行為、セキュリティなどに関係する社内の部署と協力して、違法性が疑われるコンテンツについて企業が法執行機関及びホットラインに直接通報できるようにする。理想的には、当該コンテンツを現場の職員に見せず、また被害者である子どもが二次的被害を受けずに済む方法で行われるべきである。職員が虐待に関するコンテンツを見る可能性がある場合は、職員の回復力、安全、健康に関する方針やプログラムを実施する。

違法コンテンツや違法行為をサービス利用規約で禁止し、以下について強調する。

- ・ 子どもの性的虐待物を含む違法コンテンツを容認しない。
- ・ 違法コンテンツについて通報を受けた場合や違法コンテンツが発見された場合、企業は法執行機関の捜査に全面的に協力する。

性的虐待物の処理方法(コンテンツの監視からコンテンツの最終的な移動と無効化に至るまで)を文書化する。当該文書には、性的虐待物の処理を担当する全責任者の一覧を記載する。

ユーザーの要求に応じてユーザー作成コンテンツを削除するオプションを含む、ユーザー作成コンテンツの所有権に関する方針を導入する。プロバイダーの方針に違反するコンテンツを削除し、当該コンテンツを掲示したユーザーに違反に対して警告する。

ユーザーが利用規定(AUP)に違反すると次のような結果になることを示す。

- ・ コンテンツの削除、アカウントの停止又は閉鎖
- ・ 当該ユーザーが、特定の種類のコンテンツを共有することや特定の機能を利用することができなくなる
- ・ 問題を法執行機関に報告する

子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する(続き)

子どもの性的虐待物又はその他の違法コンテンツに関する通報メカニズムを普及させ、顧客がそのようなコンテンツを見つけた場合に通報する方法が分かるようにする。

システムを構築して訓練を受けたスタッフを提供し、事例ごとに問題を評価して適切な措置を講じる。包括的で十分なリソースを持つユーザー・サポート・オペレーション・チームを編成する。適切な対応及び措置を確実に実施するため、これらのチームは様々な事案を処理する訓練を受けることが望ましい。ユーザーから苦情の申し立てがあった場合は、事案の種類に応じて適切な担当者に回す。

企業は更に、通報が誤りだったと思われる場合におけるユーザーの訴えを処理する特別チームを設置することもできる。

違法コンテンツを特定した場合に可能な限り速やかに削除するノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスを含め、子どもの性的虐待物を即座に削除又はアクセスをブロックするプロセスを整備する。企業と契約関係にある第三者にも、同様に強固なノーティス・アンド・テイクダウン(通知と削除)のプロセスが整備されているようにする。法律で認められている場合、捜査時の犯罪の証拠として当該虐待物を保持できる。

既知の違法コンテンツを検知できる、またそのアップロード(仲間内のアップロードを含む)を阻止できる技術システムを開発する、又は当該コンテンツにフラグを付けて社内の安全チームに直ちに確認させる。可能であれば、プロフィールにあるデータとメタ情報を分析する事前対処的な技術的対策を講じて犯罪行為やパターンを検知し、適切に対処する。

サービスやアプリケーションによって、顧客が企業の所有又は運営しているサーバーに写真をアップロード及び保存できる場合、子どもの性的虐待物を含んでいる可能性が高い画像を識別するプロセスやツールを整備する。スキャン技術や目視チェックなどの事前対処的な識別手法を検討する。

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる

利用規約やユーザー・ガイドラインにより、一連の明確な「ハウス・ルール」を顧客に分かりやすい言葉で伝達する。ハウス・ルールでは、以下を定義する。

- ・ サービスの性質とユーザーに期待されること
- ・ 有害なコンテンツ、行動、言葉に関して許容されることと許容されないこと、並びに違法な利用の禁止
- ・ 違反した場合の結果(法執行機関への通報やユーザー・アカウントの停止など)

新規登録時及びサイト上で様々な行動が実施されるにあたって、安全及び法律に関する重要メッセージを、年齢に適した形式で(見ただけですぐ分かるアイコンやシンボルを利用して)表示すべきである。

様々な懸念に対処する標準の利用しやすいプロセスを設けて、顧客が悪用に関する懸念をカスタマー・ケアに通報しやすくする(例えば、顧客が望まないメッセージ(迷惑メール、いじめ)を受信した場合や、不適切なコンテンツを見かけた場合など)。

年齢に適したコンテンツ共有及び表示設定を提供する。例えば、子ども向けのプライバシー及び表示設定には、おとな向けの設定より厳しい制限をデフォルトで課す。

最低年齢要件を設定し、生体認証などの新たな年齢認証システムの研究・開発を支援する。かかるツールの開発については、既存の国際標準を使用する。アクセスのために年齢を詐称している最低年齢未満のユーザーを検知し、アクセスさせない措置を講じる。

ユーザーがコンテンツやサービスにアクセスできる年齢かどうかを確認するための適切なサインオン・プロセスがない場合は設定する。また、国内で設定されている年齢認証システムを通報部門やヘルプデスク・ヘルプセンターにリンクさせ、ユーザーに年齢詐称者を通報するよう奨励する。

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する(続き)

招かれざるコミュニケーションから若年ユーザーを守り、プライバシー及び情報収集ガイドラインの整備を徹底する。

ホストしている画像及び映像を審査し、不適切なものを削除する方法を確立する。これには、既知の画像のハッシュ・スキャンや画像認識ソフトウェアなどのツールが役に立つ。子どもが自己や他者の繊細な個人情報公表することがないよう、写真や映像は事前に確認することもできる。

様々な手段によりユーザー作成コンテンツへのアクセスを制御し、不適切又は違法なコンテンツからインターネット上の子どもを保護することができる。ゲームその他のソーシャル・メディアの環境では、子どもを保護する手段として安全なパスワードの使用を徹底する。他に次のような方法もある。

- ・ 親が子どもの連絡相手をコントロールできるようにする。
- ・ ディスカッション・グループをチェックして、有害なテーマ、ヘイトスピーチ、違法行為を検出し、利用規約に違反するコンテンツが見つかった場合削除する。
- ・ 違法コンテンツやサービス利用規約に違反するコンテンツを能動的に探し出して削除するツールや、既知の違法コンテンツがサイトにアップロードされるのを阻止するツールを開発する。
- ・ 公表されている「ハウス・ルール」に違反したコンテンツがないかを調べる子ども専門モデレーターのチームにより、掲示板のプリ・モデレーション¹⁵を行う。各コメントの掲示前チェックを可能とする。また、モデレーターは疑わしいユーザーや被害に遭っているユーザーを探し出して通知する。
- ・ モデレーターがユーザーについて懸念を抱いた際に最初の連絡先となる、コミュニティ・ホストのチームを編成する。

フォーラム、ソーシャル・ネットワーク、ゲーミング・サイトなどにある商業コンテンツを、責任を持ってチェックする。年齢にふさわしくない広告から子どもを守るための適切な基準や規則を実施し、子ども向けオンライン広告に明確な制限を課す。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーは次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

安全対策の秘訣、デジタル・シチズンシップに関する記事、特集及び対話や、第三者の専門家による有用なコンテンツへのリンクを集めた専用のセクションを作る。安全に関する助言は目につくようにして、分かりやすい言葉で示すべきである。またプラットフォーム・プロバイダーは、コンピューター、タブレット、携帯電話などの各種機器でナビゲーション・インターフェースを統一することが奨励される。

利用できるコンテンツの種類とサービスについて、親に明瞭な情報を提供する。この情報には、ソーシャル・ネットワーキング・サイトやGPSを使った位置特定サービスの説明、モバイル機器を経由したインターネットへのアクセス方法、親が制御をかけるために利用できるオプションなどが含まれる。

親に対し、虐待、悪用、不適切又は違法なコンテンツの通報方法や、その通報がどう対処されるかについて情報を提供する。また、どのサービスに年齢制限があるかや、インタラクティブ・サービス利用時に安全且つ責任ある行動をとるための他の方法についても通知する。

「信頼と評判」に基づく制度を確立して適切な行動を奨励し、仲間同士で模範を示してベスト・プラクティスを教え合えるようにする。社会的通報の重要性を推進し、人々が他のユーザーや信頼のおける友人に対して、問題あるコンテンツに関する対立の解決や話し合いの手助けをできるようにする。

サービス及びコンテンツの性質やその安全な楽しみ方に関する助言や注意を与える。連絡先の詳細を教えなれないといった適切且つ安全な行動をユーザーに意識させるセーフティ・ポップアップを使用するなどして、ユーザー・ガイドラインをインタラクティブ・サービスに組み入れる。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダーは次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

表1の一般ガイドラインを参照



2.5. 国営及び公共サービス放送事業者

子どもと若者は、放送事業者が作成するコンテンツの重要な視聴者であり、それらのコンテンツのインターネット上での利用もますます可能になっている。国営及び公共サービス放送事業者は、テレビやラジオに適用されているセキュリティと同水準のセキュリティをオンライン視聴にも提供する取り組みを行っている。

表6は、インターネット上の子どもの保護（COP）を強化しインターネットへの子どもの参加を促すことを目的に、国営及び公共サービス放送事業者がとり得る方針及び行動についての指針を示す。

表6 セクター別チェックリスト:国営及び公共サービス放送事業者

<p>子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる</p>	<p>国営及び公共サービス放送事業者は次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる</p> <p>(親その他の成人の同意の有無にかかわらず)番組に関与する18歳未満の者の心身の幸福と尊厳に配慮するためのライセンス契約に従って、インターネット上のコンテンツに寄与する子どもの幸福を守る方針を作成する。</p> <p>COP問題に関して連絡を受け付ける担当マネージャー又はその他の担当者を任命する。子どもが危害を受ける恐れがある場合、子どもの保護マネージャーは関係当局に直ちに通報すべきである。</p>
<p>子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する</p>	<p>政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、国営及び公共サービス放送事業者は次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる</p> <p>子どもの性的虐待物の問題が生じた場合、職員は関係当局に通報する責任のある役員チームに連絡すべきである。更に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の法執行機関に直ちに通報する。 ・ 上司に通報し、当該虐待物を子どもの保護マネージャーに報告する。 ・ 社内の調査部門に電話又はEメールで当該事案の詳細を連絡し、助言を求める。 ・ 関係当局から助言を受けるまで当該虐待物の削除、共有スペースへの保存や転送は実行しない。 <p>当該虐待物が非放送事業者のスペースにアップロードされている場合は、一般人や情報技術の専門家が違法の恐れがある特定の形式のオンライン・コンテンツを通報するためのホットライン通報システムを運営している、インターネットの安全を専門とする組織に直接通報すべきである。</p> <p>子どもの性的虐待物が掲示されたり、違法行為が疑われたりする場合には、迅速で確実な上申戦略を実施する。これを目的として以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン・コミュニティのルール違反を放送事業者に通報する簡便な方法をユーザーに提供する。 ・ ルール違反のコンテンツを削除する。 ・ 子どもを対象に設計されているインタラクティブなオンライン・スペースの運営にあたっては、コンテンツ、接触、行為に伴う危険を軽減するために特別な注意を払う。 ・ 放送用の内容をソーシャル・ネットワーキング・サイトにアップロードする前に、サイトの契約条件に注意する。ソーシャル・ネットワーキング・サイトごとの最低年齢要件には特に注意する。 <p>各オンライン・スペースの契約条件には、規則違反への対応に関する明瞭な仕組みを含めるべきである。放送用の内容をソーシャル・ネットワーキング・サイトにアップロードする前に、サイトの契約条件に注意する。</p>

より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する

国営及び公共サービス放送事業者は次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる

ウェブサイトのモデレーターとホストは、サイトの「ハウス・ルール」に違反したコンテンツを削除する準備を整えておく。ホストは好ましい行動を奨励し、制御不能になる前に議論の沈静化を図ることにより、子どものユーザー体験を向上させることができる。

子ども向けインタラクティブ・スペースのプリ・モデレーション¹⁵を徹底する。積極的に行うことで、いじめや嫌がらせを容認しない雰囲気促進できる。次のような行動は許されない。

- ・ 誰かのプロフィールに悪意のある又は脅迫的なコメントを投稿する。
- ・ 虚偽のプロフィールを設定したり、被害者を侮辱するヘイト・サイトを開設したりする。
- ・ 悪意を持ってチェーン・メッセージや添付ファイルを送信する。
- ・ 他人のアカウントをハッキングして他の人に攻撃的なメッセージを送信する。

子どもと接するスタッフ・メンバー又は協力者(子どものみ又は主として子どもが利用する可能性の高い、公共のインタラクティブ・コミュニケーション・サービスのモデレーターを含む)に対して、特別な予防措置をとる。警察当局への予備的な犯罪歴チェックが必要な場合がある。

ウェブサイト、オンライン・プロフィール又はウェブページを立ち上げる前にどの程度の関与が望ましいのか判断する。子ども向けのサイトは、若年視聴者にふさわしいコンテンツのみを掲載すべきである。疑わしい場合は、国の子どもの保護を管轄する当局に相談する。

明瞭で事実に基づくコンテンツのタイトルを提供する。ユーザーが放送事業者のホームページやその他関連するページを経由する第三者サイトのリンクをたどることによって、不適切なコンテンツに行き着く可能性があることに留意する。

グルーミングが疑われる事案は、関係当局に通報する責任のあるオンライン又はインタラクティブ担当の役員チームにただちに連絡すべきである。更に、

- ・ オンライン・インタラクティブ・サービスが若者や子どもを対象としている場合、チーム・メンバーに電話で連絡がとれるようにしておく。当該電話番号は当該放送事業者からも取り次げるようにしておくべきである。
- ・ チーム・メンバーの(氏名ではなく)部門にリンクする共通電子メールアドレスを設定して、担当者に自動的に通知する。
- ・ コンテンツ制作者がグルーミング疑惑の報告をインタラクティブ担当の役員チームに回付する場合、子どもの保護マネージャーにも報告すべきである。
- ・ 放送事業者サイトのユーザーが、グルーミングの疑われる事案を直接当局に通報できるようにする。

常に子どもの安全と幸福を最優先にする。常に職務の範囲内で行動し、子どもとの全ての接触は、当該プログラム、イベント、アクティビティ又はプロジェクトにとって不可欠なものに限られることを確認する。決して単独で子どもに対する責任を負わないこと。子どもにケアが必要な場合は、親や保護者に知らせる。常に子どもの話に耳を傾け、子どもを尊重する。子どもの周辺で誰かが不適切な行動をしている場合は、放送事業者の地域の子どもの保護窓口に通報する。

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

国営及び公共サービス放送事業者は次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

オンラインのコンテンツの対象が主に子どもとなる場合は、アドバイス・リンクを含む安全情報を、利用しやすく明瞭で目立つものにする。

特定のブラウザからのコンテンツへのアクセスを制限するペアレンタル・ガイダンス・ツール(「ロック」など)を提供する。

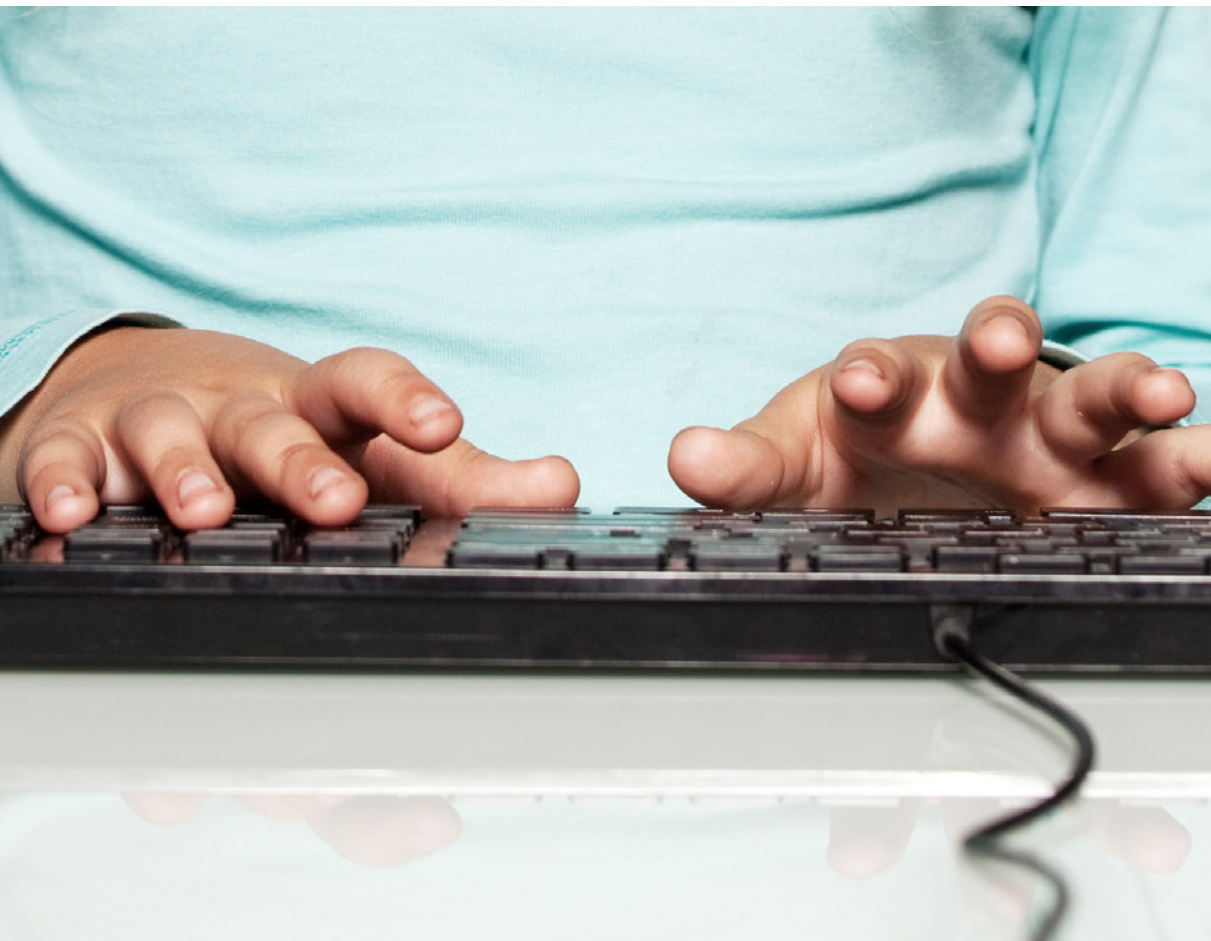
親と協力し、インターネット上で公開される子どもに関する情報により、子どもが危険にさらされないよう徹底する。放送事業者のコンテンツ上で子どもたちがどう特定されるかについては細心の配慮を必要とし、状況によっても異なる。子どもを取り上げる場合は、可能な限り、子どもから十分な説明に基づく同意を得るようにし、拒否の意向についてはこれを尊重する。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

国営及び公共サービス放送事業者は次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

意欲をそそる、教育的で楽しく、興味深いコンテンツを提供し、子どもたちが自分の暮らしている世界について理解することを支援する。

表1の一般ガイドラインを参照



2.6. ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストア

今日の子どもたちは、ノートパソコン、タブレットに携帯電話など、様々な電子機器を使ってインターネットにアクセスしている。ハードウェア・メーカーは、子どものためにより安全なオンライン環境を推進するために、教育及びエンパワーメント活動と併せて内蔵型の技術的メカニズムを提供できる。

表7は、インターネット上の子どもの保護（COP）を強化しインターネットへの子どもの参加を促すことを目的に、ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストアがとり得る方針及び行動についての指針を示す。

表7 セクター別チェックリスト: ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストア

<p>子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる</p>	<p>ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストアは次の行動をとることによって、ICTが子どもの権利に及ぼす負の影響を特定、防止、軽減し、子どもの権利の向上を推進する機会を特定することができる</p> <p>表1の一般ガイドラインを参照</p>
<p>子どもの性的虐待物(子どもの性的虐待に関するコンテンツ)の取扱いに関する標準プロセスを策定する</p>	<p>政府、法執行機関、市民社会、ホットライン機関と連携し、ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストアは次の行動をとることによって、子どもの性的虐待物の撲滅に向けて重要な役割を果たすことができる</p> <p>表1の一般ガイドラインを参照</p>
<p>より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する</p>	<p>ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストアは次の行動をとることによって、様々な年齢の子ども向けのより安全かつ快適なデジタル環境の構築に寄与できる</p> <p>契約条件を使用して、発信元が当該メーカーか第三者かに関わらず、すべての年齢に適さない可能性のあるアプリ・ストアなど、当該企業のオンライン・コンテンツに対し、ユーザーの注意を喚起する。利用条件には、そうした規則に違反した場合の結果に関する明確な仕組みについても記載するべきである。</p> <p>子どもが電子機器を利用してアクセスできるサービスやコンテンツを親が制限できるよう、使いやすいペアレンタル・コントロールを提供する。これらの制限は、インターネットへのアクセス、ソーシャル・メディアへのアクセス、アプリケーション/ゲームの購入とインストール、位置サービスの利用などが対象となる。</p>

子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う

ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストアは次の行動をとることによって、技術的対策を教育及びエンパワーメントの取り組みで補完できる

家族のインターネット上の安全に関するガイドラインを整備することで顧客を支援し、親や保護者に以下の行動を促す。

- ・ 子どもが利用している製品やサービスに精通する。
- ・ 健全でバランスの取れたライフスタイルの一部として、子どもによる電子機器の適度な利用を図る。
- ・ 子どもの行動には十分に注意を払い、ネットいじめや嫌がらせの兆候を示す変化を見逃さないようにする。

市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する

ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発業者、アプリケーション・ストアは次の行動を通して子どもの参加する権利を推進することによって、子どもを応援し、子どもに力をつけさせることができる

表1の一般ガイドラインを参照

International Telecommunication Union
(国際電気通信連合)
Place des Nations
CH-1211 Geneva 20
Switzerland
www.itu.int/cop

Geneva, 2014

協力:





表紙の写真 © UNICEF/BANA2014-00368/Mawa.
その他の写真 © Shutterstock